

經濟論叢

第七十九卷 第六號

- 時代区分の經濟理論……………堀 江 英 一 1
- 中東石油と国際カルテル……………松 井 哲 夫 17
- 社会保障の經濟理論……………與 田 柁 34
- いわゆる「栗原理論」の批判的撰取について
……………福 富 正 実 57
-

昭和三十三年六月

京 都 大 學 經 濟 學 會

中東石油と国際カルテル

松井哲夫

一 国際石油カルテルの機構

世界の石油業は原油生産から製油・輸送・配給の各部門にわたり七大石油会社によって支配されている。即ち米
国系の五社（ニュージャーシー・スタンダード石油会社、ソコニー・モビール石油会社（旧ソコニー・グアケニューム石油
会社）、カリフォルニア・スタンダード石油会社、テキサス会社、ガルフ石油会社と英国系の二社（ロイヤル・ダッ
チ・シェル・グループ、ブリテイッシュ石油会社（旧アングロ・イレニア石油会社））がそれだ。いま原油生産につい
てその集中度をみると、合衆国では三一・四％、その他の西半球では七五・三％、中東とソ連圏を除く東半球では
七七・〇％、そして問題の中東地域では実に八八・九％に達している（一九五四年）。これら七大石油会社間には一
九二八年このかた原油生産から石油製品の販売に及ぶ広範な国際カルテルが結成されて来たが、中東地域では更に
カルテルの共同支配体制を補強する緊密な連繋が存在している。

その一は、共同投資関係であつて、中東の主要石油生産地域における原油生産とその送油管輸送は殆んど七大会
社の二社以上が参加する子会社によって営まれる。例えば第一図に示す如くイラク石油会社及びその傘下の各社に

はスタンダード系二社及びロイヤル・ダッチ・シェル、ブリテイッシュ石油が参加し、後者はまたガルフ石油会社と共にクワイト石油会社を組織している。カリフォルニア・スタンダード石油会社とテキサス社はカリフォルニア・テキサス株式会社（略称カルテックス）の会社網を通じて多くの共同投資を行い、またアラビア・アメリカ石油会社（略称アラムコ）、トランス・アラビア・パイプライン会社（略称タッパライン）を通じてニュージャーシー・スタンダード、ソコニー・モビールと提携している。こうした共同投資関係はその共同参加の子会社²⁾だが又それぞれ傘下に多数の従属会社を擁しているので、いよいよもつて複雑の度を加える。従つて中東における七大石油会社は、一個の巨大な利益集団を形成していると言つてもあながち過言ではなからう³⁾。

その二は重役兼任関係であつて、右に述べた共同投資会社の取締役会への重役の派遣は、七大石油会社間の関係を人的側面より強化する。中東地域の共同所有子会社には各親会社の取締役が送りこまれるが、彼等は更にいくつかの子会社の役員を兼ねる場合が多い。例えば、アラムコの取締役を兼任するジャーシー・スタンダード、ソコニー・モビールの取締役は、イラク石油会社の役員として中東地域全体の營業担当者となつている。ブリテイッシュ石油の重役はイラク石油会社、クワイト石油会社の取締役を兼務する等々⁴⁾。中東地域の石油会社の取締役は親会社である七大会社の重役であることから、世界的な石油政策の立案・決定・執行を彼等の手中に掌握している。従つて共同投資先諸会社の取締役会は国際石油会社相互間の利害調整の場となり、殊に中東地域の石油政策遂行上遭遇する共通問題については、統一的な対策をうちたてる機関であると共に、本国政府の対中東外交政策決定上強い影響をもつ。

その三は第二次大戦後締結された原油長期供給契約である。一九四七年にクワイト原油の販売に関してガルフ

シエル協定が、またイラン原油・クワイト原油の供給に関してアングロ・イレニアアン・ニュージャーシー・スタンダード、アングロ・イレニアアン・ソニー・ヴァキューム両協定が締結をみた。これら協定は何れもその期間が非常に長期にわたり、二〇年ないし二三年である。取引数量も大量であつて、現にガルフ・シエル協定ではガルフ石油会社によるクワイトの推定石油埋蔵量に対する持分の四分の一にあたり、アングロ・イレニアンの両協定では年率にして同社の当時の原油生産量の四〇％に達した。さらに販売条件にも制限事項が付いているし、価格決定方法は利益折半方式またはコスト・プラス・ベリシスであるので、通常の商取引を超えた極めて制限的な性格をもつと共に、ガルフ石油、アングロ・イレニアンのその経理や経営に対する監督権を供給先会社に与えている点で注目された。以上の如き中東地域における七石油会社間の緊密な協調体制は、一九二〇年代に展開された米英石油資本間の中東石油資源争奪戦の結果として成立したものであり、基本的には一時的均衡状態に過ぎないとしても、一方では産油国の民族運動、従業員の労働問題や関係国政府、国王からの利権料引上げ要求等に対しては協調的態度をとらしめ、よく共同支配の効果をあげると共に、他方では基点価格制 (Basing-point system) によるカルテル価格の維持を容易ならしめ、莫大な超過利潤の収奪を可能にしたのであつた。

国際石油業において実行されてきた基点価格制は、湾岸付加方式 (Gulf-plus system) と呼ばれるものであつて、これは石油及び石油製品について供給源の如何に拘らず、またその実際の生産費、運賃と関係なく、一定の標準品に対する引渡価格をすべて米国メキシコ湾岸渡し価格プラス標準油槽船運賃とするものである。第二次大戦中頃までは、米国メキシコ湾岸を唯一の基点とする単一基点価格制であつたが、大戦中連合国がベルシヤ湾で大量の重油を買付けた際、湾岸付加方式による架空運賃 (phantom freight) に不満の意を表明したので、新たにベルシヤ湾を基

点に加え、基点価格をメキシコ湾岸渡し価格とする複式基点制が採用されるようになった。ところで第二次大戦後の世界石油事情の著しい変化は、合衆国の石油生産費の高騰と中東地域における急激な増産であるが、石油の國際価格を高水準に保ちながら、増大する中東石油を世界市場殊に西欧市場に円滑に搬入するため、ペルシヤ湾の基点価格に若干の修正が加えられた。しかし何れの場合にも、ペルシヤ湾の基点価格が米國メキシコ湾岸価格に組織的に結びつけられている。

かように中東の石油価格が生産費の高騰する合衆国の価格を基準にして決定されるので、生産費の低廉な中東地方で稼行する國際的石油会社には、輸送・製油過程の利益はもちろん、原油の生産についても巨額の利潤が保証されているわけである。中東の原油生産費の低廉なのは従業員の大部分を占める中東人の賃銀が極めて低いことと、試掘・採油の権利が各国で単一の会社に独占的に賦与されているため油井一本当りの生産量が極めて豊富であることによる。一日当りの標準油井産出高を比較すると、アメリカでは一三バレル、ヴェネゼラでは二三八バレルであるのに対して、中東では実に五、三〇五バレルという驚異的な数字を示している（一九五一年）。油田渡しなしいしはペルシヤ湾渡しの原油生産費は、マイクセルによればアラビヤ石油について最高三〇セントであり、また合衆國聯邦商業委員会の調査によれば、サウジ・アラビア一九・六セント、バーレン島約二〇セント、クワイト、イラン約一〇セントである。ペルシヤ湾渡しの基点価格は、戦争直後の一・〇五ドルから合衆國石油価格の騰貴につれて逐次引上げられて来たので、生産費と基点価格との差益はいよいよ拡大し、生産量の増加と共に巨額の利潤が累積することになった。

戦後の米英の海外投資の特色は世界の石油業への直接投資の激増であるが、その主要な資金供給源はかかる巨額

の海外企業の利潤である。例えば一九四三年—一九五〇年の米国石油資本の海外直接投資増加額約二億ドルのうち、自己金融によるものが一八億ドルに及び、これはこの期間の石油資本の海外投資収入合計の約六〇%であった。⁽¹⁰⁾ また英国石油資本は戦後一〇年間に英本国で調達した資金は僅かに約七〇〇〇万ポンドに過ぎなかったが、最近五年間のみで一〇億ポンドの海外投資を行っている。⁽¹¹⁾

註 (1) 「内外石油情報」一九五五年七月号

- (2) U. S. Senate, *International Petroleum Cartel*, (Washington, 1952) pp. 29-31.
- (3) *ibid.*, p. 33.
- (4) *ibid.*, pp. 31, 39.
- (5) *ibid.*, pp. 137-162; S. H. Longrigg, *Oil in the Middle East*, pp. 147, 148.
- (6) 中東の石油資源をめぐっての各国石油資本間の対立抗争の過程については E. H. Davenport and S. R. Cooke, *The Oil Trusts and Anglo-American Relations, 1924*. のほか多くの研究があるが、最近 G. P. さん Benjamin Shwadran, *The Middle East, Oil and the Great Powers*, (New York, 1955); S. H. Longrigg, *Oil in the Middle East* (London, 1954) を参考せよ。
- (7) U. S. Senate, *ibid.*, pp. 349-378.
- (8) Mikesell & Chenery, *Arabian Oil* (New York, 1949) p. 19.; U. S. Senate, *ibid.*, pp. 150, 357, 364-365.
- (9) アラビア石油 (A P I 三六度) の f. o. b. ラスマタヌラ渡し基点価格の推移は、次の如くである。

一九四七年一月	二・二二ドル	合衆国原油価格騰貴に追随
一九四八年五月	二・〇三ドル	タンカー運賃低下による修正
一九四九年四月	一・八八ドル	E. C. A. の値下げ要求による
一九四九年七月	一・七五ドル	米本国への輸入促進のため修正
一九五三年七月	一・九七ドル	メキシコ湾価格引上げに追随

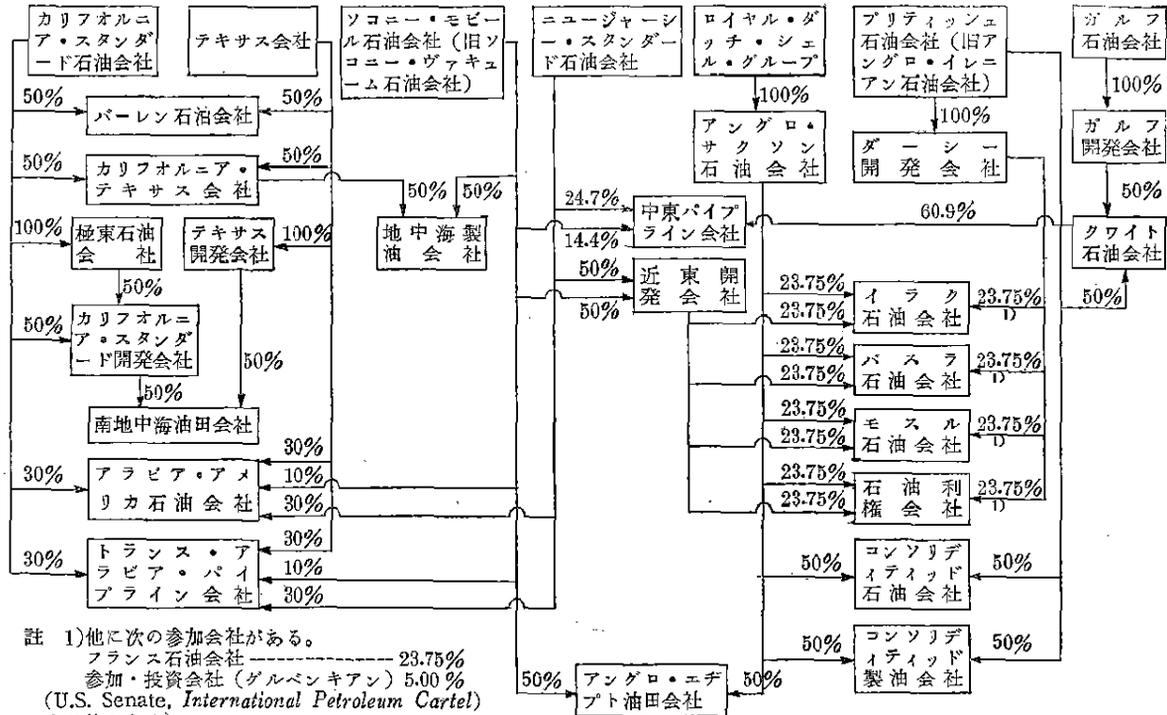
(3) U. S. Department of Commerce, *Direct Private Foreign Investments of the United States, 1953*, p. 13.

(4) *The Petroleum Times, July 6, 1956*, p. 584.

二 利潤折半協定

中東諸国における第二次大戦後の民族主義運動は労働運動の激化、石油利権料の引上げ、さらには石油業の国有化にまで発展した。しかし、石油がこの地域の唯一の天然資源であるにも拘らず、組織的収奪により外國石油会社による物価騰貴は石油労働者の生活を脅し、賃銀引上げ、住宅・医療施設の改善等を要求して、各地方の油田・製油所にストライキが瀕発した。またこの地域の石油利権料は、一九三〇年代前半の世界恐慌期に締結ないし更改されたものであり、当時の低価格の國際石油価格を基礎にした一トン当り四シリングという低い利権料は、第二次大戦後の高騰した石油の國際価格に比較してあまりにも僅少となつた。他方、中東石油の戦後の飛躍的發展は、米英石油資本の独占的利益を急激に増加せしめたから、イラン、イラク、サウジアラビアの諸国は利権契約の改訂、利権料の引上げを要求し、超過利潤の分け前をめぐる紛争が激化した。かかる両面からの圧迫に対して、國際カルテルは労働者の要求の抑圧、能率的生産の確保などに産油国政府を協力させ、その代償として事業収益の半ばを利権料として提供するいわゆる利潤折半方式をもつて臨むようになった。この利権料算出方式は、南米のヴェネズエラで一九四八年にジャヤシー・スタンダード、シェル、ガルフによつて始めて採用されたものであるが、中東においてもイラン石油国有化の紛争を契機として、この方式に即して利権契約がつぎつぎに改訂されることになつた。

第一図 中東における七大石油会社の子会社、従属会社の共同所有関係



註 1)他に次の参加会社がある。
 フランス石油会社 23.75%
 参加・投資会社 (ガルベンキアン) 5.00%
 (U.S. Senate, International Petroleum Cartel)
 その他による)

すでにヴェネゼラでは、戦時中の一九四三年に石油利権料引上げが問題となつたが、ヴェネゼラ政府の石油顧問として招聘されていた米国の石油専門家マックス・ソーンバーク、A・A・カーティス、ハーバート・フリーヴァー二世によつて、既存の石油利権の期限延長、労働法施行緩和の代償として利益の折半が提案され、石油会社の非公式の同意のもとに実施された。¹⁾ 國際石油カルテルがその方式の公式表明を避けたのは、石油資源の開発がまだ進まず、投下資本回収の見込みのたない他の地域とりわけ中東地方への影響をおそれたからであつた。一九四五年、左派政党が陸軍の援助でヴェネゼラの政權を握るや、進歩的な労働法が通過し、あらたに成立した石油労働者の全國的組織による団体交渉の圧力は、石油会社の負担を著しく増大せしめた。他方組織労働者の広汎な支援のもとに、政府は石油利権料の一層の増加を要求してやまなかつた。このような新事態に対処すべく、いまや石油カルテルは利潤折半方式を公然と打出し、一九四八年一月ヴェネゼラの所得税法の改正となつた。すなわち石油会社その他鉱業利権を有する会社の利益が投下資本の一五%を超える場合、現行の鉱区税その他の課税額を超過する正味収益に対して五〇%の追加課税を行うというのが、その改正の要点である(同國所得税法第三一条)。

中東においてはまずサウジ・アラビアのイブン・サウド王とアラムコの間一九五〇年二月ジッダ協定が成立し、二年間にわたる利権改訂交渉がこの方式で妥結をみ、従来のトン当りの利権料は据置き、利益折半を規定した所得税法が創設され、その結果、利権料収入はトン当り平均三〇シリングに増加した。²⁾ ついでクエイト(五一年二月)、バーレン(五二年一月)、イラク(五二年二月)、クワタール(五二年九月)においても、同方式の利権契約の改正が行われた。もっとも利権会社の組織、性格によつて利潤折半協定の運用は、その方法において地域により若干の相違がある。ことにイラク石油会社の如く、英米仏の会社によつて所有されており、かつ名目的利益で原油を各参加

会社に売却している場合には、別個の所得税支払会社を各参加会社が設立するなど、極めて複雑な手続を必要としている。

このような利潤折半協定は、しかし利権会社が石油または石油製品を通常同一の資本系統の会社に売渡すため、利権料支払を最少限にとどめるよう産油地域内の事業収益を操作できるから、決して独占利潤の半ばを産油国政府に保証するものではない⁶⁾。またその利権料収入も封建的な国王、貴族、地主層など少数の支配階級の独占するところであり、官廷費、軍事費に大部分が浪費され、たとい利権料収入の一部が開発事業に投じられるところでも、その利益に均霑する者はごく少数の支配者層にすぎない⁷⁾。したがって利権会社の事業の成果に直接金銭的利害関係をもたせる利潤折半協定は、このような支配者層の外国石油資本に対する隷属化と寄生化をおし進めるものであり、またヴェネゼラにおける実施の経緯からみても、貸銀増加―利潤減少―利権料収入減の關係を通して、石油労働者との利害の対立關係をことさらに導入し、労働運動の抑圧に奉仕させる目的をもつといわねばならない。

- (1) Leonard M. Fanning, *Foreign Oil and the Free World*. (New York, 1954) pp. 82, 94.
- (2) *ibid.*, pp. 89-100; Harvey O'Connor, *The Empire of Oil* (New York, 1955) pp. 264, 265.
- (3) L. M. Fanning, *ibid.*, p. 95.
- (4) B. Shwadran, *ibid.*, p. 338.
- (5) *ibid.*, pp. 260, 261. Fanning, *ibid.*, p. 117.
- (6) R. F. Mikesell and H. B. Chenery, *ibid.*, p. 39.
- (7) *The Economist*, Feb. 27, 1954.

三 イラン石油国有化問題

イラン石油の国有化も利権料引上げ問題が直接的契機であつた。もともと一九三三年の利権契約には、生産數量を基礎として一トンにつき四ツリングの利権料を支払い、さらに五%以上の配当金を支払う場合には、その配当金の二〇%を利権料としてイラン政府に支払う旨規定されたが、(第一〇条)¹⁾、第二次大戦後イギリス政府のとつた配当制限策はアングロ・イレニア石油会社の利益の内部保留とイギリス政府への納税額を著しく増加させ、そのためイランの利益が損われるに至つたのである。イラン政府の利権契約改訂の要望が高まり、一九四八年九月から翌年八月まで改正の交渉が行われ、会社側は利益折半方式を提起したが、分配の対象とされるべき収益を事業活動の行われてゐる当該国からの利益に限定する国際カルテルの慣行に従い、イラン国内の事業収益の折半を提案したため、イラン側の承諾するところとならなかつた。²⁾ アングロ・イレニアはイランのほかにイラク、クワイト、クワターにも豊富な油田をもち、ブリテイッシュ・タスカー会社を通じて世界最大の油槽船隊を支配し(一九五〇年保有能力・一五三隻一八五万四千重量トン)、世界の四〇ヶ国にわたつて五六の配給会社を所有する世界有数の石油コンツェルンであるが、その資産はすべてイラン石油から得られた利益によつて築き上げられたものであるとして、イラン側はその収益の全部を分配の対象とすべきだと主張して譲らなかつた。³⁾ 子会社、従属会社の収益の配分は、従来から両者間の紛争事項であつたが、これがイランにおける利潤折半協定の妥結を困難にした最大の理由であつた。一九四九年七月の追加協定は利権料を六ツリングに引上げ、また配当せずに内部に留保される利益についても、二〇%を支払う旨規定したが、この程度の利権料引上げではイラン國民の要望を満足させることができず、議会の承認

も得られなかった。そればかりでなく帝国主義的な外国石油会社の接収を要求した民族主義運動は、事態を国有化にまで發展させずにはおかなかつた。すなわち左右両翼の民族主義者を基盤にした国民戦線派が、一九四九年秋の選挙で進出し、その領袖モサデク博士を委員長とする石油委員会の国有化決議案を、一九五一年三月イラン議會を満場一致で通過せしめ、四月モサデクの首相就任とともに国有化措置が急速に進められたのである。

イラン石油の国有化はアングロ・イレニアン一社の問題ではなく、中東の他の地域にも波及するおそれが多分にあつたので、中東に權益を有する他の石油会社にも重大な關係をもち、年産三〇〇〇万トン以上のイラン石油がアウトサイダーとして國際市場に登場すれば、國際カルテルの世界市場支配体制は根柢から覆されることは明らかである。そこで國際カルテルはイラン石油に対し嚴重な封鎖政策をとつたが、七大石油会社は、世界の油槽船（政府所有を除く）のおよそ三分の二を支配し、ソ連圏以外の主要消費地域の配給施設はすべてその子会社、従屬会社を通じて所有・支配されているので、その実力による強固な封鎖はイラン石油の輸送を全く不可能におとし入れた。イラン国内の石油消費は、産業の未発達から生産量の僅かに二・六％に過ぎず、製油所の自家消費を含めても九・一％であつた（一九五〇年）。また国有化は有償接収として、石油収入の二五％を補償にあてる方法をとつたから、国有化政策の成否はいつに海外市場の販路確保に懸つていたといわねばならない。

他方、イラン石油の輸出停止から生ずる石油不足に対し、カルテルは如何に対処したであらうか。

まず英國では一九五一年六月初旬、燃料動力省の要請にもとずき、アングロ・イレニアン、シェル、トリニダード石油会社（Trinidad Leaseholds）によつて石油供給諮問委員会（Oil Supply Advisory Committee）が組織され、また同年二六日米國においても五大石油会社、その子会社および独立系中東石油会社三社による海外石油供給委員会

(Foreign Petroleum Supply Committee) が設立をみ、両委員会によつて共同行動計画が立案された。すなわち加盟会社間に、積卸し、空船、重複輸送、滞船をさけ、ターミナル施設、貯油設備、油槽船、油送管その他の輸送施設が最も効率的に使用されるようにそれらの所屬を問題とせず、プールし、原油・石油製品の加盟会社相互間の売買、貸借、交換を協定し、米国からの大量の石油の緊密輸送によつてアングロ・イレニアンの不足を補った。またイラン石油の不足を補い原油の長期的供給を確保するため、他の地域の許容生産量が引上げられた。すなわち米英合同委員会の共同計画に即してクワイト、サウジ・アラビア、カナダ、ヴェネゼラの生産が月平均二〇〇万トン引上げられ、他の七ヶ国でも増産され、すてに二ヶ月後の八月には米英資本の供給源から一日当り五〇万バレル増産され、イランの減産分六六万バレルを埋合す程となつてゐる。中東地域とりわけサウジ・アラビア、クワイトの生産増加は著しく一九五一年の中東地域生産量は、後半期イラン石油の減少にも拘らず前半に比し八・六%の増加を示し、さらに一九五二年には九・九%増加して一億トンを超え、世界生産の一七%を占めるに至つた。

つぎにアバダンの製油能力(一日当り五〇万バレル)の喪失に対処して米英合同計画は二七ヶ国の石油精製の増加を指令するとともに、各国の製油能力の新設、拡張を促進した。戦後國際石油カルテルは、ドル不足と産油地域の政情不安による投資危険の増大にかんがみ消費地製油主義を推進してきた。例えば、西ヨーロッパの戦前の製油能力は一一〇〇万トン(一九三九年)に過ぎなかつたが、マーシャル援助などによる一〇億ドルの資金が製油施設の拡張にあてられた結果、一九五三年には六〇〇〇万トンに増大し、石油製品の需要を満たすに充分となつた。殊に英本國の製油能力の増加は著しく、戦前の二五〇万トン(一九三九年)から一九四八年の三二五万トンへ、さらにフォーレイ(ニュージャージー・スタンダード)、スタンロウ(シェル)、ケント(アングロ・イレニア)、コリンソン(ン

コニー・ウェアキューム)各製油所の完成によつて、一九五四年には二九〇〇万トンに達している。同様にスエズ東の消費地域においても、新製油所の建設が進み、世界の石油市場におけるアバダン製油所の重要性が減ずるに至つたわけである。¹⁰⁾

国際カルテルはこのようにしてイラン石油の封鎖体制を維持しながら、モサデクを相手に国有化を骨抜きにする交渉を行った。すなわち一九五一年六月から八月にわたるアングロ・イレニアンとイラン政府との直接交渉が失敗に帰すると、イラン石油業の世界銀行による経営管理やイラン政府・国際カルテルによる合併会社設立などを提案したが、それらは何れも国有化を形式的に承認し、実質的には石油の生産と販売をカルテルの支配下におこうとするものであつた。¹¹⁾

モサデクは、このような提案は国有化本来の目的に反するとして拒絶したばかりでなく、一九五三年に入ると、原油・石油製品価格の五割引販売を通告した。五三年二月、イタリーのスパール会社のミリエラ号が、カルテルの嚴重な封鎖を突破してイラン石油の積出しに成功するや、イタリー、日本の独立石油販売業者の進出を呼び、国際石油市場には乱売戦の兆候が現れ始めた。それは、イランの石油紛争を契機にした世界の石油の異常な増産が、朝鮮戦争の休戦による石油需要の減退によつて生産過剰を惹起し、さらにソ連・ルーマニア石油の輸出増加が、国際カルテルの販売市場支配を脅すことになつたからである。したがつてイラン石油のダンピングは、国際カルテルのモサデクに対する態度を急速に硬化させ、ついに陸軍のクーデターによるモサデクの失脚、親米的なザヘディ内閣の成立をもたらした(一九五二年八月)。

(1) I. P. Elwell-Sutton, *Persian Oil: A Study in Power Politics* (London, 1955), p. 80.

- (2) (3) Anglo-Iranian Oil Co. Ltd. *Annual Report and Account as at 31st December, 1950, London, 1951.*
- (4) L. P. Elwell-Sutton, *ibid.*, p. 176.
- (5) U. S. Senate, *ibid.*, pp. 26-27.
- (6) B. Schwadran, *ibid.*, p. 175.
- (7) 「海外石油供給委員会」を組織したのは、つぎの一九社である。ニュージャーシー・スタンダード石油会社、アラビア・アメリカ石油会社、クレオール石油会社、エッソ輸出会社、ガルフ石油会社、カリフォルニア・スタンダード石油会社、テキサス会社、ヌーバー石油会社、ブリタイン・ターミナル会社、カルテック・インターナショナル会社、カルテック石油製品会社、カルテック・オバーシーズ油槽船会社、ソコニー・ヴァキューム石油会社、カルテック・オセアニア会社、タイド・ウォーター石油会社、スタンダード・ヴァキューム石油会社、アトランティック製油会社、ヴェネゼラ石油会社
(*Financial Times, August 1, 1951*)
- (8) Fanning, *ibid.*, p. 273.
- (9) L. P. Elwell-Sutton, *ibid.*, p. 302. (10) *ibid.*, p. 304; Fanning, *ibid.*, p. 203.
- (11) 世界銀行の最終提案によれば、世界銀行はイラン国有会社の業務を代行し、原油一バーレル当り一・七五ドルの販売価格のうち、三〇セントを経費に、三七セントを補償に、さらに三三%即ち約五八セントを買収会社たる国際カルテル加盟会社に払戻すので、けっきょくイラン側の収入は五三セントにすぎず、他の中東地域の利潤折半方式による利権料よりも低かった (L. P. Elwell-Sutton, *ibid.*, p. 278)。

四 イラン石油協定

モサデクの失脚から新石油協定の調印までかれこれ一年を要した。それは、如何にしてイラン石油をカルテル・メンバーの利益を損うことなく世界市場に復帰せしめるかという問題の解決に難航をつづけたからである。国有化

に移ったのちイラン石油の市場は、中東の他の地域に増産された石油によって奪われたので、イラン石油の供給再開は他の地域の生産縮少をもたらし、利権料の減少を通じて、利権供与国政府との関係を悪化させる危険を蔵していたのである。

一九五三年二月、七大石油会社代表のロンドン会談により、イラン石油の生産・販売機関としてコンソルチウム設立が決定し、翌年四月その発足をみた。その間、持分について米英間に対立があつたが英国側の譲歩により、つぎの如く決定された。

アングロ・イレニアン石油会社	四〇%
ロイヤル・ダッチ・シェル・グループ	一四%
米国系の五社	各 八%
フランス石油会社	六%

右のうちフランス石油会社は、イラク石油に米英石油資本と共同投資関係をもっているため、ここに国際カルテルのイラン石油に対する強固な共同支配体制が構成され、四月よりイラン政府と交渉を始め、八月新イラン石油協定が調印された。協定の内容は極めて詳細にわたるが、主要な条項を摘出すると、

一、コンソルチウム加盟会社によって二つの「作業会社」すなわち「試掘・採油会社」と「製油会社」を設立する（第三条）。両社は協定地域内での業務について独占的権利をもつ（第四条）。

二、すべての資材、可動機械・設備・装置、輸送機関、掘さく施設は、国内配給用のものを除き、「イラン国有石油会社」から作業会社に貸与される（第六条）。

三、加盟八社の子会社である「買付会社」はコスト・プラス・名目的利益で原油・石油製品を買取る（第一三、一四条）。

四、「イラン国有石油会社」は、国内消費向にナフティシャ油田とケルマンシャ製油所を經營するほか、全石油生産地域の従業員住宅・道路・医療施設の維持・管理、食料品・日用品の供給、職業的・技術的教育・訓練等の業務を行う（第一七条）。

五、コンソルチウム・メンバーは、つぎの生産量を保証する。

一九五五年 一七五〇万（立方米）

一九五六年 二七五〇万

一九五七年 三五〇〇万

第三年以降の生産量は、中東原油に対する需給状況に照らしして定められる（第二〇条）。

六、各買付会社は買取った原油価額の一二・五%を国有石油会社に支払う。国有石油会社は、その全部または一部を原油で支払いを求めうる。イラン政府は、作業会社、買付会社の正味利益に内国所得税を賦課するが、国有石油会社に既に支払われた歩油はこれを控除する（第二二、二三条）。

以上の如きイラン石油協定を他の中東地域の利権協定と比較すると、つぎのような特色が見られる。まず石油業の国有化を形式的に承認しているとはいえず、コンソルチウムは資産を独占的に使用し、かつ完全に管理する権利をもっている。国有化の目的とした石油業の直接的支配は完全に放棄されてしまった。つぎにイラン政府は作業会社、買付会社から所得税を徴集するが、作業会社の利益は名目的な利益に制限されており、また買付会社は各加盟会社

